

岩手県復興住宅マッチングサポートQ & A集

- ・本Q & A集は、復興住宅マッチングサポートの事務局（岩手県建築士事務所協会）が、引合者や応答者からの問合せを受けることを想定した問答集である。

（１）職人融通支援

１）引合者（工務店）からの問合せ

| | |
|-----|---|
| Q 1 | ・このサービスを利用するのに費用はかかりますか。 |
| A 1 | ・無料です。 |
| Q 2 | ・住宅生産者グループとは何ですか。 |
| A 2 | ・地域の工務店や建築士・設計事務所、専門工事業者、林業・木材産業関係者、建材流通事業者等により構成されるグループです。 ・このグループは、岩手県内の業界団体と行政で組織した「岩手県地域型復興住宅推進協議会」で審査登録をしたグループで、岩手県内に 138 グループあります。 |
| Q 3 | ・このサービスを使えるのは、住宅生産者グループに所属する工務店だけですか。 |
| A 3 | ・はい。引合者になれるのは、住宅生産者グループに所属する工務店だけです。なお、応答者は住宅生産者グループに所属する工務店のほか、岩手県建設労働組合連合会にもご協力いただいております。 |
| Q 4 | ・罹災証明書のない被災者以外の方の住宅建設ですが、このサービスを利用することはできますか。 |
| A 4 | ・はい。利用いただいてもかまいません。 |
| Q 5 | ・このサービスを使うメリットは何ですか。 |
| A 5 | ・このサービスは、職人確保でお悩みの方が、職人を探せるしくみです。 ・生産者グループ工務店は518社あり、この中から条件にあった職人を融通できる工務店が貴社へ連絡しますので、職人が確保できる可能性が高まります。 ・なお、照会先の工務店は、岩手県内の業界団体と行政で組織した「岩手県地域型復興住宅推進協議会」で審査登録をしたグループに所属する工務店、岩手県建設労働組合連合会のいずれかですので、安心して相談いただけるとかと思えます。 |

| | |
|-----|--|
| Q 6 | ・このサービスを介して最初に連絡が来た応答者（工務店）に一度相談しました。その後、別の応答者（工務店）にも相談したくなりました。問題はありませんか。 |
| A 6 | ・複数の応答者（工務店）と連絡をとっていただいてもかまいません。当事者のご判断にお任せいたします。 |

| | |
|-----|--|
| Q 7 | ・このサービスを利用したら、いずれかの職人と必ず契約しなければいけないのですか。 |
| A 7 | ・いいえ。契約の判断は引合者（工務店）に委ねられます。条件に合致する職人がいなければ、契約しないことも考えられます。 |

| | |
|-----|---|
| Q 8 | ・この職人紹介申込書で依頼したら、必ず職人を確保できますか。 |
| A 8 | ・いいえ。条件に合致する職がない場合など、応答者（工務店）からの連絡がなければ確保できないこととなります。 |

| | |
|-----|---|
| Q 9 | ・職人融通が合意にいたった場合は、事務局に連絡する必要はありますか。 |
| A 9 | ・はい。合意にいたった場合は、「合意成立報告書」を事務局に送付してください。合意にいたらない場合でも、照会のあった旨を「合意成立報告書」でご報告ください。 |

| | |
|------|---|
| Q 10 | ・引合者と応答者（工務店）のやりとりに事務局は関与しますか。 |
| A 10 | ・当事者間のやりとりは、事務局では関知いたしません。調整等が必要な場合も当事者間でご解決いただきますようお願いいたします。 |

| | |
|------|-----------------------------|
| Q 11 | ・複数人の職人を確保したい場合はどうすれば良いですか。 |
| A 11 | ・職人紹介申込書で、複数職種・複数人の依頼が可能です。 |

2) 応募者（工務店）からの問合せ

| | |
|-----|--|
| Q12 | ・引合者（工務店）から事務局に依頼があった案件は、全ての応募者（工務店）に連絡が来ますか。 |
| A12 | ・条件に合致しそうな応募者（工務店）には全てメールいたします。ただし、依頼のあった職種によっては、事務局が連絡先の振り分けを行うこともあります。 |
| Q13 | ・事務局から「職人紹介申込書」が来ました。すぐに引合者（工務店）と交渉して良いですか。 |
| A13 | ・はい。連絡する時間等は常識的な範囲でお願いします。 |
| Q14 | ・引合者（工務店）に連絡しましたが、連絡がつきません。 |
| A14 | ・引合者（工務店）の都合等もあると思いますので、時間をみて再度連絡してください。 |
| Q15 | ・引合者（工務店）と職人融通の合意に至りました。このことは事務局に伝える必要がありますか。 |
| A15 | ・いいえ。引合者（工務店）から連絡いただきますので、応募者（工務店）からの連絡は不要です。 |

(2) 資材確保支援

1) 引合者（工務店）からの問合せ

| | |
|-----|--------------------------|
| Q16 | ・このサービスを利用するのに費用はかかりますか。 |
| A16 | ・無料です。 |

| | |
|-----|---|
| Q17 | ・住宅生産者グループとは何ですか。 |
| A17 | ・地域の工務店や建築士・設計事務所、専門工事業者、林業・木材産業関係者、建材流通事業者等により構成されるグループです。 ・このグループは、岩手県内の業界団体と行政で組織した「岩手県地域型復興住宅推進協議会」で審査登録をしたグループで、岩手県内に 138 グループあります。 |

| | |
|-----|---------------------------------------|
| Q18 | ・このサービスを使えるのは、住宅生産者グループの構成員の工務店だけですか。 |
| A18 | ・はい。引合者になれるのは、住宅生産者グループに所属する工務店だけです。 |

| | |
|-----|---|
| Q19 | ・罹災証明書のない被災者以外の方の住宅建設ですが、このサービスを利用することはできますか。 |
| A19 | ・はい。利用いただいてかまいません。 |

| | |
|-----|--|
| Q20 | ・このサービスを使うメリットは何ですか。 |
| A20 | ・このサービスは、資材確保でお悩みの方が、資材を探せるしくみです。 ・登録流通事業者は413社あり、この中から条件にあった資材を売却できる流通事業者が貴社へ連絡しますので、必要な資材を確保できる可能性が高まります。 ・なお、照会先の流通事業者は、岩手県内の業界団体と行政で組織した「岩手県地域型復興住宅推進協議会」で審査登録をしたグループに所属する流通事業者や岩手県建設資材連合会会員、岩手県建築士事務所協会賛助会会員のいずれかですので、安心して相談いただけるとかと思えます。 |

| | |
|-----|--|
| Q21 | ・このサービスを介して最初に連絡が来た応答者（流通事業者）に一度相談しました。その後、別の応答者（流通事業者）にも相談したくなりました。問題はありませんか。 |
| A21 | ・複数の応答者（流通事業者）と連絡をとっていただいてもかまいません。当事者のご判断にお任せいたします。 |

| | |
|-----|--|
| Q22 | ・このサービスを利用したら、いずれかの応答者（流通事業者）と必ず契約しなければいけないのですか。 |
| A22 | ・いいえ。契約の判断は引合者（工務店）に委ねられます。条件に合致する資材がなければ、契約しないことも考えられます。 |
| Q23 | ・この資材調達申込書で依頼したら、必ず資材を確保できますか。 |
| A23 | ・いいえ。条件に合致する資材がない場合など、応答者（流通事業者）からの連絡がなければ確保できないこととなります。 |
| Q24 | ・資材確保の合意にいたった場合は、事務局に連絡する必要はありますか。 |
| A24 | ・はい。合意にいたった場合は、「合意成立報告書」を事務局に送付してください。合意にいたらない場合でも、照会のあった旨を「合意成立報告書」の照会欄に記入のうえご報告ください。 |
| Q25 | ・引合者と応答者（流通事業者）のやりとりに事務局は関与しますか。 |
| A25 | ・当事者間のやりとりは、事務局では関知いたしません。調整等が必要な場合も当事者間でご解決いただきますようお願いいたします。 |
| Q26 | ・複数種類の資材を確保する場合はどうすれば良いですか。 |
| A26 | ・資材調達申込書で、複数種類の資材の依頼が可能です。 |

2) 応答者（流通事業者）からの問合せ

| | |
|-----|--|
| Q27 | ・引合者（工務店）から事務局に依頼があった案件は、全ての流通事業者に連絡が来ますか。 |
| A27 | ・条件に合致しそうな応答者（流通事業者）には全てメールいたします。ただし、依頼のあった資材によっては、事務局が連絡先の振り分けを行うこともあります。 |
| Q28 | ・事務局から「資材調達申込書」が来ました。すぐに引合者（工務店）と交渉して良いですか。 |
| A28 | ・はい。連絡する時間等は常識的な範囲でお願いします。 |
| Q29 | ・引合者（工務店）に連絡しましたが、連絡がつきません。 |
| A29 | ・引合者（工務店）の都合等もあると思いますので、時間をみて再度連絡してください。 |
| Q30 | ・引合者（工務店）と職人融通の合意に至りました。このことは事務局に伝える必要がありますか。 |
| A30 | ・いいえ。引合者（工務店）から連絡いただきますので、応答者（流通事業者）からの連絡は不要です。 |

(3) 工務店紹介支援

1) 引合者（建て主）からの問合せ

| | |
|-----|--------------------------|
| Q31 | ・このサービスを利用するのに費用はかかりますか。 |
| A31 | ・無料です。 |

| | |
|-----|---|
| Q32 | ・事務局で工務店を選んでもらえませんか。 |
| A32 | ・このサービスは、“建て主の提示する条件で建設可能”と意思表示のあった工務店を紹介するものです。事務局が特定の工務店を選別して紹介することはいたしません。 ・ただし、個別に詳細な建設条件を相談いただければ、条件に該当する工務店をある程度絞ることは可能ですので、詳しくは 019-651-0781（岩手県建築士事務所協会）までご相談ください。 |

| | |
|-----|---|
| Q33 | ・住宅生産者グループとは何ですか。 |
| A33 | ・地域の工務店や建築士・設計事務所、専門工事業者、林業・木材産業関係者、建材流通事業者等により構成されるグループです。 ・このグループは、岩手県内の業界団体と行政で組織した「岩手県地域型復興住宅推進協議会」で審査登録をしたグループで、岩手県内に 138 グループあります。 |

| | |
|-----|--|
| Q34 | ・このサービスを使うメリットは何ですか。 |
| A34 | ・このサービスは、工務店探しでお悩みの方に、条件にあった工務店をご紹介します。 ・最初は、地域型復興住宅推進協議会の事務局が、連絡の中継ぎ役をしますので、工務店から直接連絡が行くことはありません。（建て主自らが工務店と連絡を取るまで、工務店との直接のやりとりはありません） ・なお、紹介する工務店は、岩手県内の業界団体と行政で組織した「岩手県地域型復興住宅推進協議会」で審査登録をしたグループに所属する工務店ですので、安心して相談いただけるとかと思います。 |

| | |
|-----|--|
| Q35 | ・事務局から応答者（工務店）の連絡先をもらいました。複数の応答者（工務店）がありますが、全ての応答者（工務店）と連絡をとっても問題はありますか。 |
| A35 | ・複数の応答者（工務店）と連絡をとっていただいてもかまいません。 |

| | |
|-----|--|
| Q36 | ・事務局から連絡先をもらった応答者（工務店）に、全て連絡しなければいけないのですか。 |
| A36 | ・いいえ。応答者（工務店）への連絡の判断は建て主に委ねられます。気に入った工務店がなければ連絡しないことも考えられます。 |
| Q37 | ・このサービスを利用したら、いずれかの応答者（工務店）と必ず契約しなければいけないのですか。 |
| A37 | ・いいえ。契約の判断は建て主に委ねられます。気に入った応答者（工務店）がなければ契約しないことも考えられます。 |
| Q38 | ・この工務店紹介申込書で依頼したら、個人情報に応答者（工務店）に行って電話連絡が多数くるのではないですか。 |
| A38 | ・いいえ。事務局から工務店には個人情報（氏名、住所、電話番号等）は伝えません。希望条件や回答期限、自由記載欄の内容のみを伝えますのでご安心ください。 |
| Q39 | ・罹災証明書がありませんが、このサービスを利用することはできますか。 |
| A39 | ・はい。利用いただいてかまいません。 |
| Q40 | ・契約にいたった場合や、至らなかった場合など、事務局に連絡する必要がありますか。 |
| A40 | ・いいえ。特段必要ありません。 |

2) 応答者（工務店）からの問合せ

| | |
|------------|--|
| Q41 | ・ 建て主から事務局に依頼があった案件は、全ての工務店に連絡が来ますか。 |
| A41 | ・ 基本的には、全ての工務店にメールをします。ただし、建て主の要望（例：地元工務店を希望）によっては、事務局が連絡する工務店の振り分けを行うこともあります。 |
| Q42 | ・ 応答用の工務店照会回答書に記入すれば必ず建て主から連絡が来ますか。 |
| A42 | ・ いいえ。建て主が工務店の情報をみて、連絡する・しないの判断をするので、工務店に連絡が来ないこともあります。 ・ なお、応答していただいた工務店の情報は、全て建て主に伝えます。 |
| Q43 | ・ 応答用の工務店照会回答書に記入し、事務局に送付しましたがその後音沙汰がありません。 |
| A43 | ・ 建て主は、応答者である工務店の情報をみて、連絡をする・しないの判断をしています。ですので、建て主から連絡が来ないこともあります。 |
| Q44 | ・ 建て主から連絡がありました。このことは事務局に伝える必要がありますか。 |
| A44 | ・ はい。その旨「合意成立報告書」の照会欄に記入のうえご報告ください。 |